

終了

＼臨時措置は終了します／
令和8年 10月12日 月 から
市指定ごみ袋で排出してください

5月20日から、燃やすごみを加古川市指定ごみ袋以外の袋でも出せる臨時措置期間を設けていましたが、10月10日で期間が終了します。

なお、臨時措置期間中に指定ごみ袋が購入できずに「透明または半透明の袋」を購入し、在庫が残っているご家庭については、経過措置として11月末までは使用可能としますが、12月以降は加古川市指定ごみ袋以外の袋に入った燃やすごみは収集しませんのでご注意ください。

	加古川市 指定ごみ袋	透明または半透明の ポリエチレン製の袋
令和8年10月10日まで (臨時措置)	○	○
令和8年11月末まで (経過措置)	○	△ ※臨時措置期間中にやむを得ず 購入したものに限る
令和8年12月以降	○	✕ ※令和8年12月から収集しません

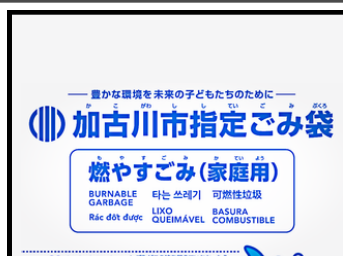
10/12~

原則、市指定ごみ袋で排出してください

平袋型と持ち手付き型
それぞれ

- ・ 45リットル
- ・ 30リットル
- ・ 15リットル

があります



引き続き、指定ごみ袋の **過度な購入はお控えください**



臨時措置期間中に購入した市販の透明・半透明のごみ袋は、資源物の排出（「剪定枝・草」、「衣類」や「シュレッダーダスト（紙類）」）にもお使いいただけます。

問合先

指定ごみ袋について ▶ 加古川市 環境政策課 079-426-5440
ごみの収集について ▶ 加古川市 環境第1課 079-426-1561

くわしくは

